

山 監 査 第 1 9 4 号

平成31年（2019年）3月25日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成30年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【企画部】

1 財政課

[指摘事項 収入事務について]

(普通財産貸付契約)

ア 貸付料の算定に一部誤りがある。消費税の規定による消費税が算定されていない。

事後処理を含めて適切な処理をされたい。

イ 貸付料算定基準の一部に疑義がある。電柱、地下埋設管等の貸付料を算定する際に、道路占用料徴収条例の規定による算定額としているが、普通財産貸付算定基準には「道路占用料徴収条例の規定の例により算定した額」とする規定が存在しない。

基準を改定する等、適切な処理をされたい。

[改善措置]

ア 貸付料の一部誤り（消費税分の算定漏れ）があった契約者に契約書の訂正及び不足分の徴収を行った。

イ 普通財産に電柱、地下埋設管等が占用した場合は、山陽小野田市道路占用徴収条例（平成17年山陽小野田市条例第96号）の規定の例により貸付料を算定している。しかし、山陽小野田市普通財産貸付料算定基準には電柱、地下埋設管等の貸付料の算定基準は明記されていない。

よって、山陽小野田市普通財産貸付料算定基準に電柱、地下埋設管等の算定基準を明記するため、当該基準を平成31年4月1日付で一部改正する。